

福島市外に転出された皆様へ

2月8日（日）衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

2月8日（日）は、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。投票する方法について、下記の通りご案内します。

【問い合わせ】 福島市選挙管理委員会事務局
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
☎024-525-3777



福島市ホームページ

引っ越し時期によって投票できる市町村が異なります

選挙で投票する場所は、原則住民票のある市町村ですが、転出して間もない場合は、転出先市町村の名簿に登録されず、前住所地である福島市に投票資格が残っています。

福島市での投票が困難な場合は、下で説明する不在者投票をご利用ください。

○ 転出先市町村への転入届出日から起算し、選挙の公示日前日（1月26日（月））までの期間が	<	3ヶ月未満 …	福島市
		3ヶ月経過 …	転出先市町村

※ 詳しくは、転出先市町村または福島市の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票日当日および期日前投票期間に、福島市に戻れない場合

1 不在者投票

転出により市外に滞在中の場合は、転出先の選挙管理委員会で投票ができます。

【投票までの手順】

- ① 投票用紙等を請求するため、宣誓書（請求書）を作成し、福島市選挙管理委員会へ郵送又は持参します。

※ ファクシミリや電子メールによる請求はできません。

※ 宣誓書（請求書）用紙は、市のホームページから入手できます。

マイナンバーカードをお持ちの場合、スマートフォンまたはパソコンを活用して、オンライン申請ができます。（パソコンはカードリーダー等必要）

※ 請求後は、投票用紙を返還しないと期日前投票や当日投票ができません。



- ② 提出書類の審査後、投票用紙等が滞在先住所に郵送されます。

オンライン申請

※ それぞれの投票で不在者投票期間が異なるため、投票用紙は下記の予定でお送りいたします。
(レターパックプラス（対面受け取り）)

- ・1月31日（土）までに申請→2月1日（日）を目安に郵送
・2月1日（日）以降に申請→審査後直ちに郵送

※ 開封すると無効になる封筒が入っていますので、十分ご注意ください。

- ③ 投票日前日までに、転出先の市町村選挙管理委員会に投票用紙等を持参し、投票します。

・期間 衆議院議員総選挙 1月28日（水）～2月7日（土）
国民審査 2月1日（日）～2月7日（土）

※ 衆議院議員総選挙と国民審査の不在者投票開始時期が異なるため、2月1日（日）以降でないと、両方の投票を一度に行えませんので注意してください。

※ 投票場所などについては、転出先市町村選挙管理委員会へお尋ねください。

- ④ 投票した投票用紙等は、福島市選挙管理委員会へ郵送されます。

※ 投票日の投票終了時刻までに届かない場合は無効になります。

投票日当日までに福島市に戻る予定がある場合は、うら面の投票方法をご利用ください。

投票日当日までに福島市に戻る予定がある場合

2 期日前投票

転出等により投票日当日に投票所へ行けない見込みのかたは、期日前投票ができます。

日 程	会 場	時 間
1月28日 (水) から 2月 7日 (土) まで	市民センター中2階 小ホール	午前8時30分～午後8時
※国民審査は 2月 1日 (日) から	コラッセふくしま2階	午前9時～午後8時
	清水、北信、飯坂、 松川、信夫、吾妻 の各支所	午前8時30分～午後6時
2月6日 (金) 2月7日 (土)	アオウゼ MAXふくしま4階	午前10時～午後7時

3 当日投票

福島市での住所地により指定される投票所において投票ができます。

※ 投票所がご不明な場合は、お問い合わせください。